

答 申 書
(答 申 第 379 号)
令和 5 年 (2023 年) 12 月 13 日

1 審査会の結論

北海道教育委員会が、令和 4 年 5 月 30 日付け教総第 463 号で行った公文書非開示処分は、取り消し、対象公文書を特定した上で、再決定を行うべきである。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨

別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「教育委員会が「懲戒処分等の公表基準」（平成 26 年 6 月 11 日教育長決定）の改正の検討にあたり、他自治体等に規程等についての照会又は資料送付等の依頼等を行うに際して作成した決定書及び他自治体からの返信等の文書すべて。」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、「教育委員会が「懲戒処分等の公表基準」（平成 26 年 6 月 11 日教育庁決定）の改正の検討にあたり、他自治体等に規程等についての照会又は資料送付等の依頼等を行うに際して作成した決定書及び他自治体からの返信等の文書すべて。」（以下「本件公文書」という。）を対象公文書としたとし、本件公文書に記録されている内容が、行政内部で審議中の案件等に関する情報であって、開示することにより、道民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招き、当該案件等に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるため、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。ただし、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年北海道条例第 34 号。以下「整備条例」という。）第 1 条の規定による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第 10 条第 1 項第 4 号に規定する非開示情報（以下「4 号情報」という。）に該当するとして、令和 4 年 5 月 30 日付け教総第 463 号で公文書非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分の取消しを求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(3) 4 号情報の該当性について

ア 旧条例第 10 条第 1 項第 4 号は、「道若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道等」という。）又は国、独立行政法人等若しくは道以外の地方公共団体、地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）その他の公共団体（以下「国等」という。）の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道の機関等」という。）の内部若しくは道の機関等の相互間又は道の機関等と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの」を非開示情報として定めている。

そして、「事務又は事業に係る意思形成過程」とは、特定の事務又は事業における個々の最終的な意思決定の手續等がまだ終了していない段階をいい、当該事務又は事業が複数の決定の手續等を要するものである場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの間をいうとし、また、「開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの」とは、概ね次のような情報をいうとしている。

- (ア) 行政内部で審議中の案件等に関する情報であって、開示することにより、道民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招き、当該案件等に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの
- (イ) 行政内部の会議、意見交換の記録等の情報であって、開示することにより行政内部の自由な意見や情報の交換が妨げられると明らかに認められるもの
- (ウ) 事務又は事業に係る企画検討等のために収集した資料等の情報であって、開示することにより行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になると明らかに認められるもの
- イ 請求人の主張は概ね次のとおりである。
- (ア) 本件処分における「公文書の名称」欄には、開示請求書に請求人が単に例として記入したものを記載したものに過ぎず具体的にどのような公文書を非公開としたかの記載が為されておらず、請求人は非公開としたことに対する具体的な抗弁反論をすることが為し得ないのであり、開示対象文書を特定していないことは不適法、違法な処分である。
- (イ) 開示対象文書として請求人が例示した他自治体の懲戒処分等の公表基準に係る規程類等については、少なくとも4号情報に該当するわけではない。
- (ウ) 実施機関が収集した他自治体の懲戒処分等の公表基準に係る規程類等をその収集するための事務処理を含め開示することが、なぜ、道民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招き、当該案検討に係る意思形成に著しい支障が生じると明らかに認められることになるのか。
- ウ 実施機関の主張は概ね次のとおりである。
- (ア) 実施機関において、懲戒処分の公表基準を改正するか否かに係る情報自体は、理解の便宜のために請求人からの求めに応じて、実施機関が伝えた情報であり、一般的には公にすることを予定していない行政内部における検討段階の情報である。
- (イ) 懲戒処分の公表基準の改正の意思決定のために作成又は取得した情報は、情報収集、調査、内部的な検討、打合せ等に係る意思形成過程の情報であり、その中には、十分な検討や精度の点検がなされていない未成熟な情報が含まれており、これらの情報について開示することにより、一般的には公にすることを予定していない行政内部における検討段階の情報が広く流布することとなり、道民に無用の誤解や憶測を生じさせ、又は無用の混乱を招き、種々の弁解を招来する可能性が増すことが強く懸念され、公開する利益と非公開とする利益の公益性を比較衡量してもなお、公表基準の改正等に係る意思形成に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることから、4号情報に該当するものである。
- エ 以下、実施機関が4号情報に該当するとして非開示とした処分の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。
- 当審査会において、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号。ただし、整備条例第1条の規定による改正前のもの。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関が当審査会に諮問する際に提出した対象公文書の写しを見分したところ、本件処分で非開示とした文書は、2つの公文書であることが認められた。
- 本件処分における公文書非開示決定通知書（以下、「本件通知書」という。）を確認すると、「1 公文書の名称」欄に記載されているのは、請求人が本件開示請求を行った際に公文書開示請求書の「1 請求に係る公文書の名称又は内容」欄に記載したものを転記しただけの内容となっており、具体的な公文書の名称が記載されておらず、本件処分において対象公文書は特定されていなかった。
- そうすると、実施機関は、本件処分前に対象公文書を特定することは可能であったにもかかわらず、本件通知書には、かかる公文書名を記載しなかったものと認められる。
- この点、文書の特定は公文書開示請求の本質的な内容であり、文書の特定が可能である限り、決定を行う前提として、対象となる文書は特定しなければならないものである。
- 本件決定はこの前提を欠いた不適切なものであって、瑕疵のある違法な処分である。

以上のとおり、本件処分は取り消すべきものであり、実施機関は特定すべき文書を速やかに特定して、再決定を行うべきである。

(4) 再決定に当たっての留意事項について

前記(3)のとおり、本件処分は取り消されるべきものであるが、当審査会において実施機関に対し確認したところ、「懲戒処分等の公表基準」の一部改正（令和5年3月31日付け教総第3324号）が行われていることから、再決定時点においても、4号情報に該当するか否か十分に検討し、開示等の再決定を行うよう留意事項として指摘する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和4年11月28日	○ 諮問書の受理（諮問番号689） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書非開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦口頭意見陳述申立ての写し、⑧口頭意見陳述聴取結果記録書の写し、⑨対象公文書の写し）の提出
令和5年8月30日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和5年10月18日 （第二部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和5年11月15日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
令和5年12月7日 （第118回全体会）	○ 答申案審議
令和5年12月13日	○ 答申